

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和3年度松くい虫被害枯損木航空調査に係る航空機の借上げ業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び業務仕様書による。
- (3) 業務期間 令和3年9月6日～令和3年9月30日
- (4) 業務場所 業務仕様書による

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 業務仕様書にある全ての業務を確実に実施でき、かつ、過去3年以内に本業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（以下、「措置基準」という。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、発注業務の申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、発注業務の申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (7) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第123条の規定に基づく航空機使用事業の許可を受けている者であること。

3 入札参加者に求められる事項

本件の入札に参加しようとする者は、(2)に示す入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

- (1) 入札説明書及び一般競争入札参加申請書（様式第1号）等の配布期間等

令和3年7月6日（火）から令和3年7月27日（火）の午前8時30分から午後5時までの間、14（2）の場所で配布する。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。

- (2) 入札参加資格確認書類は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）とし、次の書類を添付すること。

ア 「航空機使用事業」許可事業所に係る調書

(ア) 事業所の所在地、電話、FAX、施設の概要（運航機種、航空機の運航管理の施設及び整備の施設等）を記載すること。（パンフレットでも可）

(イ) 航空機使用事業許可の写しを添付すること。

イ 業務実施体制に係る調書

次の内容を記載すること。

(ア) 操縦士の氏名及び免許番号

(イ) 組織図（本業務を担当する操縦士及び整備士の人数等）

(ウ) 別紙仕様書の業務に使用する航空機（ヘリコプター）の名称、型式及び登録番号

ウ 本業務に類する過去の主な航空機使用事業実績、実施年度、実施主体、業務名、業務内容等を記載すること。

(3) (2)の書類の提出部数は1部とし、令和3年7月27日（火）（土日祝祭日を除く）までに、14(2)の場所に提出しなければならない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出した書類について、岩手県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和3年7月27日（火）までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書は、直接5の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印しておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

5 入札及び開札の日時及び場所

令和3年7月28日（水）午前11時

盛岡市内丸10番1号 岩手県庁 6階 6-B会議室

6 入札書記載事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名（業務名）

(5) あて名（岩手県知事）

(6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏

名を記載したうえで、頭書に「代理人」と記載するものとする。)

7 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

8 入札の辞退

- (1) 入札参加資格申請書等の確認の結果、入札に参加できると認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、次のア又はイに掲げるところにより14(2)の場所まで申し出なければならない。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届を入札執行機関に直接持参又は郵送（入札日の前日午後3時までには到着するものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けることはない。

9 入札の延期、取止め等

- (1) 天変、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 発注機関の長は、入札公告、業務仕様書に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めることがある。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることができる。
- (4) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- (8) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した用件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付（契約金額の100分の5以上の金額とする。）
 - イ 契約保証金に代わる担保（有価証券等）の提供
 - ウ 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
 - エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - オ 損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (1) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県農林水産部森林整備課整備担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号 019-629-5786
FAX 番号 019-629-5794